



現況届の提出をお忘れなく

「児童扶養手当」、「特別児童扶養手当」、「特別障害者手当」または「障害児福祉手当」を受給されている方は、現況届を毎年提出する必要があります。

すでに手当を受けている方には現況届の用紙をお送りしましたので、忘れずに提出してください。

提出がない場合、手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



●児童扶養手当・特別児童扶養手当とは？

「ひとり親家庭などの児童を養育する家庭」に支給される『児童扶養手当』、「身体や知的障がいのある児童を監護されている家庭」に支給される『特別児童扶養手当』。どちらも生活の安定と自立を助け、全ての家庭で児童の健やかな成長を支援するための制度です。

●特別障害者手当・障害児福祉手当とは？

「20歳以上で、重度の障害があり、常に介護が必要な方」に支給される『特別障害者手当』、「20歳未満で、重度の障害があり、常に介護が必要な児童」に支給される『障害児福祉手当』。どちらも、日常生活において常に支援が必要な障害のある方々の経済的支援を行っています。

対象となる児童や申請方法など制度の詳細は、各担当課へお問い合わせください。

児童扶養手当

提出期間●8月3日(月)～31日(月)(土・日曜日・祝日を除く)

提出・お問合せ●子育て支援課こども係 ☎76-5412

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当

提出期間●8月12日(水)～9月11日(金)(土・日曜日を除く)

提出・お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185



子どもの健診 会場●保健福祉センター 受付時間●個別に通知します。

■健診

乳児健診

8月5日(水)

対象●令和7年9月～10月生まれの乳児と未実施者

1歳6カ月児健診

8月7日(金)

対象●令和6年12月～令和7年2月生まれの幼児と未実施者

3歳児健診

8月21日(金)

対象●令和5年3月～4月生まれの幼児と未実施者

お問合せ●保健福祉課健康づくり係 ☎76-3185

こども誰でも通園制度を実施しています

こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)は、保育所などに通っていない生後6カ月から満3歳未満のお子さんを対象として、保護者の就労条件を問わず、月に一定時間まで保育所などを利用できる新たな制度です。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の市町村で実施しています。

対象者●町内在住の生後6カ月から満3歳未満のお子さんで、現在、保育所

などに在籍していないお子さんが対象となります。

※一時預かり保育事業を利用されている場合でもご利用できます。

利用時間●月10時間まで

事前登録申請窓口●子育て支援課こども係

申請から利用までの流れ●

①利用者が子育て支援課へ事前登録申請をする

※お子さん1人につき1件の申請が必要

子育て支援課で審査、利用認定、認定証発行(認定証の発行には1週間程度かかります)

②利用者が保育所などを選んで、施設へ事前面談申し込みをする

保育所などの施設と利用者で面談日程を調整し、面談実施

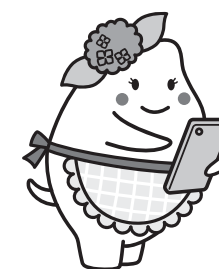
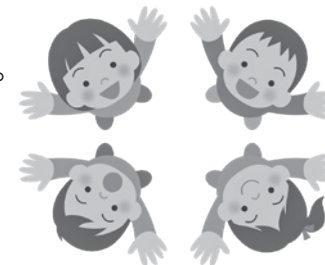
③利用者が利用予約をする

保育所などの施設が予約を確定

④利用後、料金を支払う

利用者が料金を保育所などの施設へ支払う

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎76-5412



詳しくはこちら

【みんな de たこ育】ご好評につき、毎月開催中です！

お茶を飲みながらおしゃべりしたり、子どもと遊んだり、自由に過ごせる時間です。

対象者●子育て中のご家族の方、これから赤ちゃんを迎えるご家庭の方

お子さま連れ、町外の方も大歓迎です。

開催場所・日時●『わたことり』 多古町飯笹 487

毎月第2木曜日 午前10時～11時30分

参加費●無料(飲み物・おやつ持参可)

予約方法●多古町役場 LINE 支所から『子育て』を選択

詳しくは、町ホームページをご確認ください。



LINE予約はこちら



町ホームページ

お問合せ●子育て支援課こども係 ☎76-5412